

記者発表資料
平成26年2月18日
水産業振興課
担当者：吉田、武川（2931）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う ヒガンフグの出荷制限の解除について

本日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、平成24年5月8日付けで出荷制限が指示されていた金華山以南の海域におけるヒガンフグについて、下記のとおり解除されましたのでお知らせします。

記

1 出荷制限解除の内容

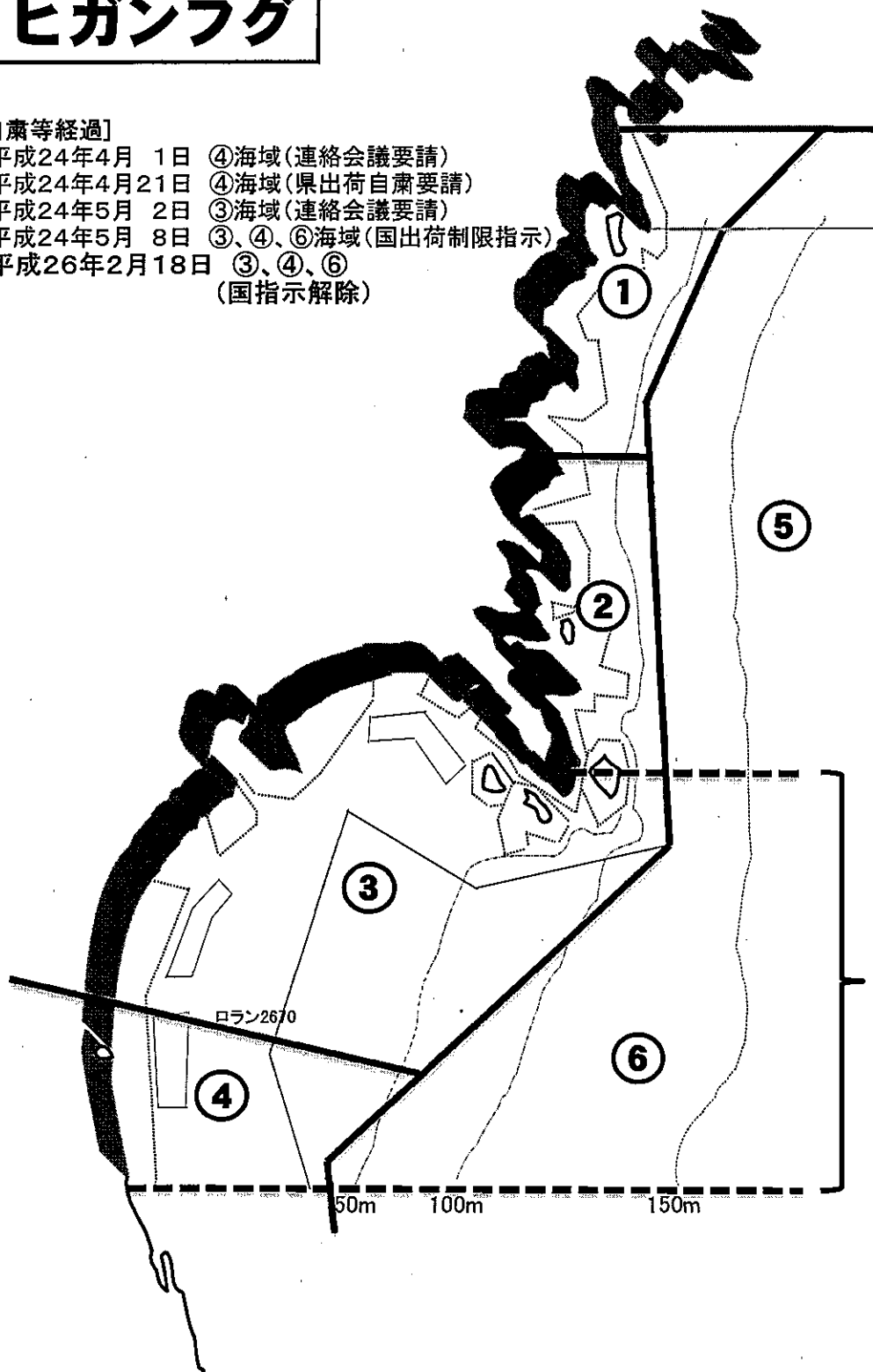
- (1) 対象魚種 ヒガンフグ
- (2) 対象海域 金華山以南の海域

平成26年2月18日現在

ヒガンフグ

[水揚自粛等経過]

- 1) 平成24年4月 1日 ④海域(連絡会議要請)
- 2) 平成24年4月21日 ④海域(県出荷自粛要請)
- 1) 平成24年5月 2日 ③海域(連絡会議要請)
- 2) 平成24年5月 8日 ③、④、⑥海域(国出荷制限指示)
- 3) 平成26年2月18日 ③、④、⑥
(国指示解除)



平成26年2月18日
解除範囲